仕　様　書

１．調達概要

（１）内容

【名　称】平成２５年度国立劇場映像設備のうちカラーカメラにかかる保守業務

【内　訳】

①定期保守

②障害発生時の対応

③運用支援

④報告

（２）履行場所　　独立行政法人日本芸術文化振興会
東京都千代田区隼町４番１号国立劇場構内
（国立劇場本館３階ＡＶ室、システム室等関係諸室）

（３）履行期間　　平成２５年４月１日から平成２６年３月３１日まで

（４）実施回数　　履行期間中定期保守２回（原則として７月、２月）。

（５）請負代金の支払　　本調達業務に係る代金は実施期間中２回の定期保守について、１回ごとの業務完了検査後、契約金額の２分の１を正規の請求書を受領した日の属する月の翌月末までに独立行政法人日本芸術文化振興会（以下「振興会」という。）総務企画部経理課より支払うものとする。

２．調達の内容

（１）包括的要件

①　本調達は、振興会が保有する映像設備のうち、２（２）に示すカラーカメラ及びその関連機材（以下「カメラ等」という。）を正常に運用させるための包括的保守業務である。

本調達業務（以下「本業務」という。）の遂行に当たっては、迅速かつ総合的な保守ができる信頼性の高い体制を備えること。

②　本業務は、原則として振興会の施設内で行うこと。ただし、カメラ等の移設等、原状からの変更が生じる場合は、事前に振興会調査養成部調査記録課担当職員（以下「担当職員」という。）と協議すること。

③　本業務の遂行のために、振興会の設備、備品の使用が必要な場合、受注者は、事前に振興会調査養成部調査記録課担当職員（以下「担当職員」という。）に申請すること。

また、使用後は必ず原状に復すること。

（２）範囲

本業務に係るカメラ等とは、次の設備をいう。

①　カラーカメラ装置

池上通信機　ＨＤＫ－７９０Ｅ型：２台、ＨＤＫ－７９０ＥＸⅡ型：１台、
ＨＤＫ－７９ＥＸⅡ型：１台

②　上記①に関連した機材で、実施期間内において付加したもの及び保証期間が過ぎたもので特に振興会が指定するもの。

（３）技術的要件

本業務の遂行にあたっては、本仕様を含む映像系統に係る知識、技術及び判断を有し、障害発生時に速やかに代替機器の手配等ができること。

（４）勤務

①　受注者は、担当職員と協議のうえ、契約期間中２回の定期保守作業を行うこと。

②　作業は、担当職員の指示に従って行うこと。

（5）本業務の内訳および要件

①定期保守

ア．受注者は、カメラ等の定格性能を保持するために、電気的特性などについて別紙の作業内容で点検を行い、動作を確認すること。

イ．受注者は、整備・調整など総合的な技術管理を行うこと。

ウ．異常、性能劣化等が判明した場合、受注者は振興会と協議の上、軽微な補修を伴う必要な措置を講じること。

エ．受注者は、カメラ等に障害発生が見込まれるときは、振興会と協議の上、必要な予防措置を講じること。

オ．受注者は、定期保守終了後に設備全体の動作を検証（総合動作試験）すること。

カ．作業に必要な測定機器類は、受注者が用意すること。

キ．作業に当って、機材及び消耗品等の調達が必要な場合には、担当職員と事前に協議の上、請求すること。

②障害発生時の対応

ア．カメラ等に運用上の障害が発生したとき、担当職員からの障害発生通知により、受注者は、速やかに対処すること。

イ．受注者は、担当職員から障害発生の通知を受けてから、原則として１時間以内に振興会に到着し、復旧作業に着手すること。

ウ．受注者は、障害の度合いによっては、同種の代替機器をもって対応すること。

エ．受注者は、障害発生に当っては、その原因について調査、検証し、可能な限りの要因を担当職員に具申するとともに、復旧につとめること。

オ．復旧作業は速やかに完了させ、復旧後に設備全体の動作を検証すること。

カ．作業に当って、機材及び消耗品等の調達が必要な場合には、担当職員と協議の上、請求すること。

③運用支援

担当職員の求めに応じて受注者は、カメラ等の運用全般について支援すること。

④報告

ア．受注者は、上記①から③までの各業務について詳細な報告書を作成し、振興会へ提出すること。

イ．上記アの報告書について受注者は、振興会の判定及び確認を得ること。

３．その他

以下の原因による障害については、本業務の範囲外とする。

（1）製品の「取扱説明書」に記載されている条件以外で使用したことによる障害

（2）使用上の誤り、カメラ等以外の機器から受けた障害または不当な修理や改造による障害

（3）カラーカメラ装置の移動または輸送中の落下、水濡れなどによる障害

（4）火災、地震、風水害、落雷、その他の天災地変、公害、塩害、異常電圧等及び戦乱、暴動並びに飛行物体の落下に伴うカメラ等への直接または間接の障害

以上

別紙

カラーカメラ関係作業内容

１．カメラヘッド部
（１）解像度・Ｓ/Ｎ比の測定と調整
（２）ＤＴＬ、ＧＡＮＭＭＡの確認と調整
（３）ストリーキングの確認と調整
（４）スミヤー、ダイナミックレンジの測定、確認と調整
（５）ＣＣＤキズ（Ｒ.Ｇ.Ｂ.）の確認
（６）リモート系（制御）の動作点検
（７）操作ノブ及び点灯ランプの動作点検
（８）レンズとの接触部の点検
（９）レンズとの制御部（レンズデマンド、フォーカスデマンド）の動作点検
（１０）三脚、雲台の操作部の点検
（１１）ヘッド部のリターン、タリー、インカム系の動作確認
（１２）ビューファインダー（Ｖ.Ｆ）の動作確認
（１３）操作部の動作確認

２．カメラ制御部（ＣＣＵ・ＶＥ卓）
（１）アイリスの動作確認（マニアル、オート）調整
（２）タリー、インカム系の動作確認と調整
（３）監視モニターの動作確認
（４）操作ノブ及び点灯ランプ動作確認
（５）各操作部の動作確認
（６）モニター系、波形監視装置の動作確認

３．電気系統・電源部・接触部
（１）規定電圧が出ていること
（２）電源系が電圧可変時に異常なく動作できることの確認
（３）光コネクター接点部が正常に接続されているかの点検

以上